

金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具・産業用電気機械器具製造業最低賃金の決定申出審査結果表

公正競争ケース

地 域	産 業	適用を受けるべき基幹的労働者の範囲	申出者に関する要件			備 考					
			申出労働 組合数 (合意を含む)	所属 企業数 (産業)	基幹的 労働者数						
申出事項	石川県	E240 管理、補助的活動を行う事業所	左の事業を営む使用者に使用される労働者 但し、 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 (4) 手作業により又は手工具、小型手持動力機若しくは操作が容易な小型機械を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、洗浄、バリ取り、巻線、組線、かしめ、穴あけ又は取付けの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者 を除く	E 240	0	E 240	0	0	47.13%		
		E245 金属素形材製品製造業 但しE2453除く		E 245	1	E 245	1	32			
		E248 ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業		E 248	3	E 248	3	344			
		E249 その他の金属製品製造業 但しE2499のうち打ちはく製造業除く		E 249	1	E 249	1	128			
		E252 ポンプ・圧縮機器製造業		E 252	0	E 252	0	0			
		E253 一般産業用機械・装置製造業 但しE2532家庭用エレベーター製造業、E2535除く		E 253	6	E 253	6	1,540			
		E259 其他のはん用機械・同部分品製造業		E 259	4	E 259	4	791			
		E260 管理、補助的経済活動を行う事業所		E 260	1	E 260	1	7			
		E2611 農業用トラクタ製造業		E 2611	0	E 2611	0	0			
		E262 建設用機械・鉱山機械製造業 但しE2621のうち建設用ショベルトラック製造業 E2922のうち車両電気配線装置製造業を除く		E 262	11	E 262	11	3,809			
		E263 繊維機械製造業 但しE2635のうち工業用ミシ製造業、家庭用ミシ製造業、毛糸手編機械製造業 (同附属品製造業を含む) 除く		E 263	4	E 263	4	1,457			
		E264 生活関連産業用機械製造業		E 264	4	E 264	4	2,324			
		E265 基礎素材産業用機械製造業		E 265	0	E 265	0	0			
		E266 金属加工機械製造業		E 266	2	E 266	2	74			
		E267 半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業		E 267	0	E 267	0	0			
		E269 其他の生産用機械・同部分品製造業		E 269	2	E 269	2	412			
		E291 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業		E 291	2	E 291	2	308			
		E292 産業用電気機械器具製造業 但し車両用電気配線装置製造業（ハーネス製造業）除く		E 292	0	E 292	0	0			
		L7282 純粋持株会社		L7282	0	L7282	0	0			
					計	41	計	41		計	11,226
		審査結果		同上	適用労働者数（基幹的労働者数） 23,817人 (推定)	E 240	0	E 240		0	0
E 245	1		E 245			1	32				
E 248	3		E 248			3	344				
E 249	1		E 249			1	128				
E 252	0		E 252			0	0				
E 253	6		E 253			6	1,540				
E 259	4		E 259			4	791				
E 260	1		E 260			1	7				
E 2611	0		E 2611			0	0				
E 262	11		E 262			11	3,809				
E 263	4		E 263			4	1,457				
E 264	4		E 264			4	2,324				
E 265	0		E 265			0	0				
E 266	2		E 266			2	74				
E 267	0		E 267			0	0				
E 269	2		E 269			2	412				
E 291	2		E 291			2	308				
E 292	0	E 292	0	0							
L7282	0	L7282	0	0							
		計	41	計	41	計	11,226				
新産別最賃の運用方針 (要旨)	事業の公正競争を確保する観点から、同種の基幹的労働者について最低賃金を改正することが必要であるとして、当該最低賃金の適用を受ける労働者の概ね3分の1以上のものの合意により申出が行われるもの。										
61.2.14 中賃答申	<p style="text-align: right;">参考</p> $23,817 \div 3 = 7,939$ $11,226 \div 23,817 = 47.13\%$										